

三原市工事成績評定要綱

平成17年10月11日

要綱第236号

(目的)

第1条 この要綱は、本市が発注する工事の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象となる工事（以下「評定対象工事」という。）は、原則として1件の請負代金額が500万円以上の工事とする。ただし、仮設工事及び災害に伴う応急工事は、評定の対象から除くものとする。

(評定の内容)

第3条 評定は、次の考査項目ごとに、加減点方式により行うものとする。

考査項目	細別
1 施工体制	① 施工体制一般 ② 配置技術者
2 施工状況	① 施工管理 ② 工程管理 ③ 安全対策 ④ 対外関係
3 出来形及び出来ばえ	① 出来形 ② 品質 ③ 出来ばえ
4 工事特性	
5 創意工夫	
6 社会性等	
7 法令遵守等	

(評定者)

第4条 工事成績の評定者（以下「評定者」という。）は、原則技師とし、検査員（三原市工事検査規程（平成17年三原市訓令第45号）

第3条第1項及び第2項に規定する検査員をいう。以下同じ。)及び監督員(三原市契約規則(平成17年三原市規則第63号)第31条第1項に規定する監督職員をいう。以下同じ。)とする。

(評定の時期及び報告等)

第5条 評定を行う時期について、監督員は工事完成のときに、検査員は中間検査及び完成検査の終了後にそれぞれ行うものとする。

2 監督員は、工事成績評定表(様式第1号)及び監督員工事成績評定表(様式第2号)を作成し、遅滞なく検査員に提出するものとする。

3 検査員は、完成検査後、工事成績評定表、監督員工事成績評定表及び検査員工事成績評定表(様式第3号)を作成し、遅滞なく契約課長に報告するものとする。

4 契約課長は、前項の規定により報告された評定の結果を確認した上、遅滞なく工事担当課長等へ供覧するものとする。

(評定の方法)

第6条 中間検査及び完成検査における評定は、別に定める三原市工事成績評定基準に基づき行うものとする。

(評定の結果の通知等)

第7条 市長は、評定の結果を、工事成績評定通知書(様式第4号)及び項目別評定点(様式第5号又は様式第6号)により、当該工事の受注者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による評定結果の通知後に、当該評定を修正すべき点が認められた場合は、評定を修正し、その結果を当該工事の受注者に通知するものとする。

(説明請求等)

第8条 前条各項の規定による通知を受けた受注者は、当該通知を受けた日から起算して14日以内に、市長に対して評定内容の説明を工事成績評定に関する説明依頼書(様式第7号)により求めることができる。

2 市長は、前項の説明を求められたときは、工事成績評定の照会事項に対する説明書(様式第8号)により回答するものとする。

(優良工事の決定)

第9条 三原市建設業者選定審査会は、毎年度1回、前年度の評定の結果に基づき、次項に規定する基準の適否を審査し、優良工事を決定

する。

2 優良工事は、次に掲げる全ての基準を満たすものでなければならない。

(1) 当該工事の項目別評定点（以下「評定点」という。）が 78 点以上であること。

(2) 当該工事の施工業者（以下「施工業者」という。）が、次のいずれにも該当すること。

ア 前年度に完成した評定対象工事の施工実績（建設共同企業体の構成員として行った工事を含む。）を 2 件以上有すること。

イ 前年度に完成した全ての評定対象工事（全ての業種を含む。以下この号において同じ。）における評定点が、65 点以上であること。

ウ 前年度に完成した全ての評定対象工事における評定点の平均が、前年度に完成した市全体の評定対象工事の平均評定点以上であること。

エ 第 1 1 条で定める準不適格業者の指定基準に該当しないこと。

オ 前年度の初日から優良工事決定の日までの間において、建設業者等指名除外要綱（平成 1 7 年三原市要綱第 2 0 4 号）に基づく指名除外又は広島県から指名除外を受けていないこと。

3 市長は、第 1 項の規定により決定した優良工事につき、優良工事決定通知書（様式第 9 号）により、施工業者に通知する。

（表彰）

第 1 0 条 市長は、前条の優良工事について、施工業者への表彰状をもって表彰する。

（準不適格業者の指定）

第 1 1 条 三原市建設業者選定審査会は、毎年度 1 回、前年度の評定の結果に基づき、次項に規定する基準の適否を審査し、準不適格業者を指定する。

2 準不適格業者は、前年度に完成した評定対象工事（建設共同企業体の構成員として行った工事を含む。）における評定点の平均点が 60 点未満の場合に該当するものとする。

3 市長は、準不適格業者指定通知書（様式第 1 0 号）により、準不適格業者として指定された受注者に通知するものとする。

4 準不適格業者の指定期間は，当該年度7月1日から翌年度6月30日までの間とする。

（監督強化）

第12条 前条の規定により指定された準不適格業者に対しては，その指定期間内に本市から受注する全工事を監督強化の対象工事として，現場に立ち入り点検及び指導を行うものとする。

2 前項の規定による点検及び指導（以下「点検等」という。）を行う者は，総括監督員又は主任監督員，及び一般監督員のうち2人以上とする。

3 点検等の回数及び時期は，現場立入り点検・指導フロー（様式第11号）によるものとする。この場合において，準不適格業者（下請負業者を含む。）は，当該点検等を拒むことはできない。

4 点検等の項目は，現場立入り点検・指導チェックリスト（様式第12号）によるものとする。ただし，対象工事によっては，項目を変更し，又は追加することができる。

5 点検等の活用は，次に掲げるとおりとする。

（1）監督員は，点検等の結果を「工事打合せ簿」により準不適格業者に通知するものとする。

（2）準不適格業者は，是正の通知を受けた場合は，通知を受けた日から7日以内に「工事打合せ簿」で是正内容を監督員に報告しなければならない。

（3）監督員は，点検等の結果，現場代理人その他工事現場に常駐すべき技術者の不在，粗雑工事，書類の不作成等の不誠実な行為が判明した場合は，速やかに市長に報告しなければならない。

（4）市長は，前号の規定による報告を受けたときは，建設業者等指名除外要綱の適用について，検討するものとする。

（優良工事の公表）

第13条 優良工事の表彰に当たっては，三原市ホームページにおいて，施工業者の名称，工事名，請負代金額，評定点等を公表する。

2 公表の期間は，表彰をした日から1年間とする。

3 前項の規定にかかわらず，公表の期間中に施工業者が次の各号に該当したときは，公表は終了するものとする。

（1）建設業者等指名除外要綱に基づく指名除外又は広島県から指名

除外を受けたとき。

(2) 表彰年度における評定対象工事の評定点が、65点未満となったとき。

(3) その他優良工事施工業者としてふさわしくないと市長が認めたとき。

(その他)

第14条 市長は、三原市建設工事総合評価方式実施要領第8条第3号の加算点及び三原市建設工事入札参加資格審査に係る主観的事項審査要綱(平成28年三原市要綱第102号)第4条の主観点数として、評定点を活用するものとする。

附 則

この要綱は、平成17年11月1日から施行する。

附 則 (平成20年1月30日三原市要綱第1号)

この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日三原市要綱第29号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、この要綱による改正後の三原市工事成績評定要綱第9条から第15条までの規定については、平成24年7月1日から適用する。

附 則 (平成27年12月25日三原市要綱第109号)

この要綱は、公布の日から施行する。ただし、第9条、第10条及び第13条並びに様式第1号及び様式第4号の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日三原市要綱第52号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年12月28日三原市要綱第122号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱の施行の際現に契約を締結している工事については、なお従前の例による。

工 事 成 績 評 定 表 （ 完 成 ）

工事名： _____

検査番号 _____

考 査 項 目		① 一般監督員					② 主任監督員・総括監督員					③ 検査員（中間）					④ 検査員（完成）										
		a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1. 施工体制	①施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10.0																					
	②配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10.0																					
2. 施工状況	①施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10.0								+5.0		+2.5		0	-7.5	-15.0	+5.0		+2.5		0	-7.5	-15.0
	②工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10.0	+2.0		+1.0		0	-7.5	-15.0														
	③安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10.0	+3.0		+1.5		0	-7.5	-15.0														
	④対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																					
3. 出来形 及び 出来ばえ	①出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0								+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10.0	-20.0	+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10.0	-20.0
	②品 質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0								+15.0	+12.0	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25.0	+15.0	+12.0	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25.0
	③出来ばえ													+5.0		+2.5		0	-5.0		+5.0		+2.5		0	-5.0	
4. 工事特性	①施工条件への対応 ※2, 4						+(20) ~ 0																				
5. 創意工夫	①創意工夫 ※3, 4	+(7)		0																							
6. 社会性等	①地域への貢献等 ※4						+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0																
加減点合計 (1+2+3+4+5+6)		+ - 点					+ - 点					+ - 点					+ - 点										
合 計 点 (65点±加減点合計)		点					点					点					点										
評 定 比 率		(0 . 4)					(0 . 2)					(0 . 2) / (0 . 0)					(0 . 2) / (0 . 4)										
評 定 点 ※1		点					点					点					点										
7. 評定点計 ※		点					※ 中間検査があった場合 : ①×0.4+②×0.2+③×0.2+④×0.2=評定点計 中間検査が無かった場合 : ①×0.4+②×0.2+④×0.4 = 評定点計																				
8. 法令遵守等 ※4							- 点																				
9. 評定点合計 (7. 評定点計 - 8. 法令遵守等)		点																									

※1 各評定点（①～④）は少数点第1位まで記入。

※2 4. 工事特性は、当該工事の難度の高い条件（構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等）に対して適切に対応したことを評価する項目である。

※3 5. 創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき評価内容があった場合に評価する項目である。

※4 4. 工事特性、5. 創意工夫、6. 社会性等は加点評価のみとする。また、8. 法令遵守等は減点評価のみとする。

※5 各考查項目ごとの採点は、一般監督員及び主任監督員・総括監督員は様式第2号、検査員は様式第3号によるものとする。

監督員工事成績評定表 (完成)

工事名: _____

検査番号 _____

考 査 項 目		① 一般監督員					② 主任監督員・総括監督員								
		評 定 点					項 目 別 点 数 点	評 定 点					項 目 別 点 数 点		
項 目	細 別	a	b	c	d	e		a	a'	b	b'	c		d	e
1. 施工体制	①施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10.0	() × 0.4 + 2.9 =								
	②配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10.0	() × 0.4 + 2.9 =								
2. 施工状況	①施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10.0	() × 0.4 + 2.9 =								
	②工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10.0	() × 0.4 + 2.9 =	+2.0		+1.0		0	-7.5	-15.0	() × 0.2 + 3.2 =
	③安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10.0	() × 0.4 + 2.9 =	+3.0		+1.5		0	-7.5	-15.0	() × 0.2 + 3.3 =
	④対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0	() × 0.4 + 2.9 =								
3. 出来形 及び 出来ばえ	①出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0	() × 0.4 + 2.8 =								
	②品 質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0	() × 0.4 + 2.9 =								
	③出来ばえ														
4. 工事特性	①施工条件への対応							+(20)			0			() × 0.2 + 3.3 =	
5. 創意工夫	①創意工夫	+(7)		0			() × 0.4 + 2.9 =								
6. 社会性等	①地域への貢献等							+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0			() × 0.2 + 3.2 =
加減点合計 (1+2+3+4+5+6)		+ - 点						+ - 点							
合 計 点 (65点±加減点合計)		点						点							
所 見	[一般監督員]						[主任監督員・総括監督員]								

(注) 所見は、特記事項のある場合記載する。

検査員工事成績評定表（中間・完成）

工事名： _____

検査番号 _____

考 査 項 目		③・⑤ 検 査 員 （ 中 間 ）							④・⑥ 検 査 員 （ 完 成 ）								
		評 定 点							項 目 別 点 数 点	評 定 点							項 目 別 点 数 点
項 目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e		a	a'	b	b'	c	d	e	
1. 施工体制	①施工体制一般																
	②配置技術者																
2. 施工状況	①施工管理	+5.0		+2.5		0	-7.5	-15.0	() × 0.2 + 3.25 =	+5.0		+2.5		0	-7.5	-15.0	() × 0.2 + 3.25 = × 0.4 + 6.5 =
	②工程管理																
	③安全対策																
	④対外関係																
3. 出来形 及び 出来ばえ	①出来形	+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10.0	-20.0	() × 0.2 + 3.25 =	+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10.0	-20.0	() × 0.2 + 3.25 = × 0.4 + 6.5 =
	②品 質	+15.0	+12.0	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25.0	() × 0.2 + 3.25 =	+15.0	+12.0	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25.0	() × 0.2 + 3.25 = × 0.4 + 6.5 =
	③出来ばえ	+5.0		+2.5		0	-5.0		() × 0.2 + 3.25 =	+5.0		+2.5		0	-5.0		() × 0.2 + 3.25 = × 0.4 + 6.5 =
4. 工事特性	①施工条件への対応																
5. 創意工夫	①創意工夫																
6. 社会性等	①地域への貢献等																
加減点合計 (1+2+3+4+5+6)		+ - 点							+ - 点								
合 計 点 (65点±加減点合計)		点							点								
所 見	[検査員（中間）]								[検査員（完成）]								

(注) 所見は、特記事項のある場合記載する。

年 月 日

工事成績評定通知書

（受注者）

（所在地）

（商号又は名称）

（代表者氏名） 様

三 原 市 長 印
（ 契 約 課 ）

貴社が受注した工事について、三原市工事成績評定要綱第7条の規定により評定した結果を通知します。

1 工 事 名

2 工 期 年 月 日 ～ 年 月 日

3 完成検査年月日 年 月 日

4 評 定 結 果 評 定 点 点

（項目別評定点は、別紙のとおり）

なお、評定の結果についての詳細説明を求めるときは、この書面を受け取った日から14日（休日を含む。）以内に、三原市工事成績評定要綱に定める様式第7号に必要事項を記載し、説明を求められます。

説明は、書面の郵送をもって行います。

様式第5号（第7条関係）

（別紙）

項目別評定点

（中間検査あり）

検査番号

評価項目	細目	評定点 / 満点(点)
1 施工体制	①施工体制一般	/ 3.3
	②配置技術者	/ 4.1
2 施工状況	①施工管理	/ 13.0
	②工程管理	/ 8.1
	③安全対策	/ 8.8
	④対外関係	/ 3.7
3 出来形及び出来ばえ	①出来形	/ 14.9
	②品質	/ 17.4
	③出来ばえ	/ 8.5
4 工事特性（加点のみ）	施工条件への対応	/ 7.3
5 創意工夫（加点のみ）	創意工夫	/ 5.7
6 社会性等（加点のみ）	地域への貢献等	/ 5.2
7 法令遵守等（減点のみ）		/ 0
評定点合計		/ 100.0

様式第6号（第7条関係）

（別紙）

項目別評定点

（中間検査なし）

検査番号

評価項目	細目	評定点 / 満点(点)
1 施工体制	①施工体制一般	/ 3.3
	②配置技術者	/ 4.1
2 施工状況	①施工管理	/ 13.0
	②工程管理	/ 8.1
	③安全対策	/ 8.8
	④対外関係	/ 3.7
3 出来形及び出来ばえ	①出来形	/ 14.9
	②品質	/ 17.4
	③出来ばえ	/ 8.5
4 工事特性（加点のみ）	施工条件への対応	/ 7.3
5 創意工夫（加点のみ）	創意工夫	/ 5.7
6 社会性等（加点のみ）	地域への貢献等	/ 5.2
7 法令遵守等（減点のみ）		/ 0
評定点合計		/ 100.0

様式第7号（第8条関係）

年 月 日

三 原 市 長 様

（受注者）

（所在地）

（商号又は名称）

（代表者氏名）

㊟

工事成績評定に関する説明依頼書

年 月 日付けで通知のあった次の工事成績について、
三原市工事成績評定要綱第8条の規定により次のとおり説明を求め
ます。

工 事 名	
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
完成検査年月日	年 月 日
説明を求める 内容	

様式第 8 号（第 8 条関係）

年 月 日

（受注者）

（所在地）

（商号又は名称）

（代表者氏名） 様

三 原 市 長 

（ 契 約 課 ）

工事成績評定の照会事項に対する説明書

年 月 日付けで依頼のありました事項について、三原市工事成績評定要綱第 8 条の規定により次のとおり回答します。

工 事 名	
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
完成検査年月日	年 月 日
説明を求められた内容	
回 答	

様式第9号（第9条関係）

年 月 日

（受注者）

（所在地）

（商号又は名称）

（代表者氏名） 様

三 原 市 長 印

（ 契 約 課 ）

優良工事決定通知書

貴社が施工した次の工事を、三原市工事成績評定要綱第9条の規定により優良工事として決定しましたので通知します。

優良工事					
年度	工事名	工事場所	業種	契約金額	評定点
平均評定点					

※平均評定点とは、前年度に完成した市全体の評定対象工事の平均評定点をいう。

様式第10号（第11条関係）

年 月 日

（受注者）

（所在地）

（商号又は名称）

（代表者氏名） 様

三 原 市 長 印

（ 契 約 課 ）

準不適格業者指定通知書

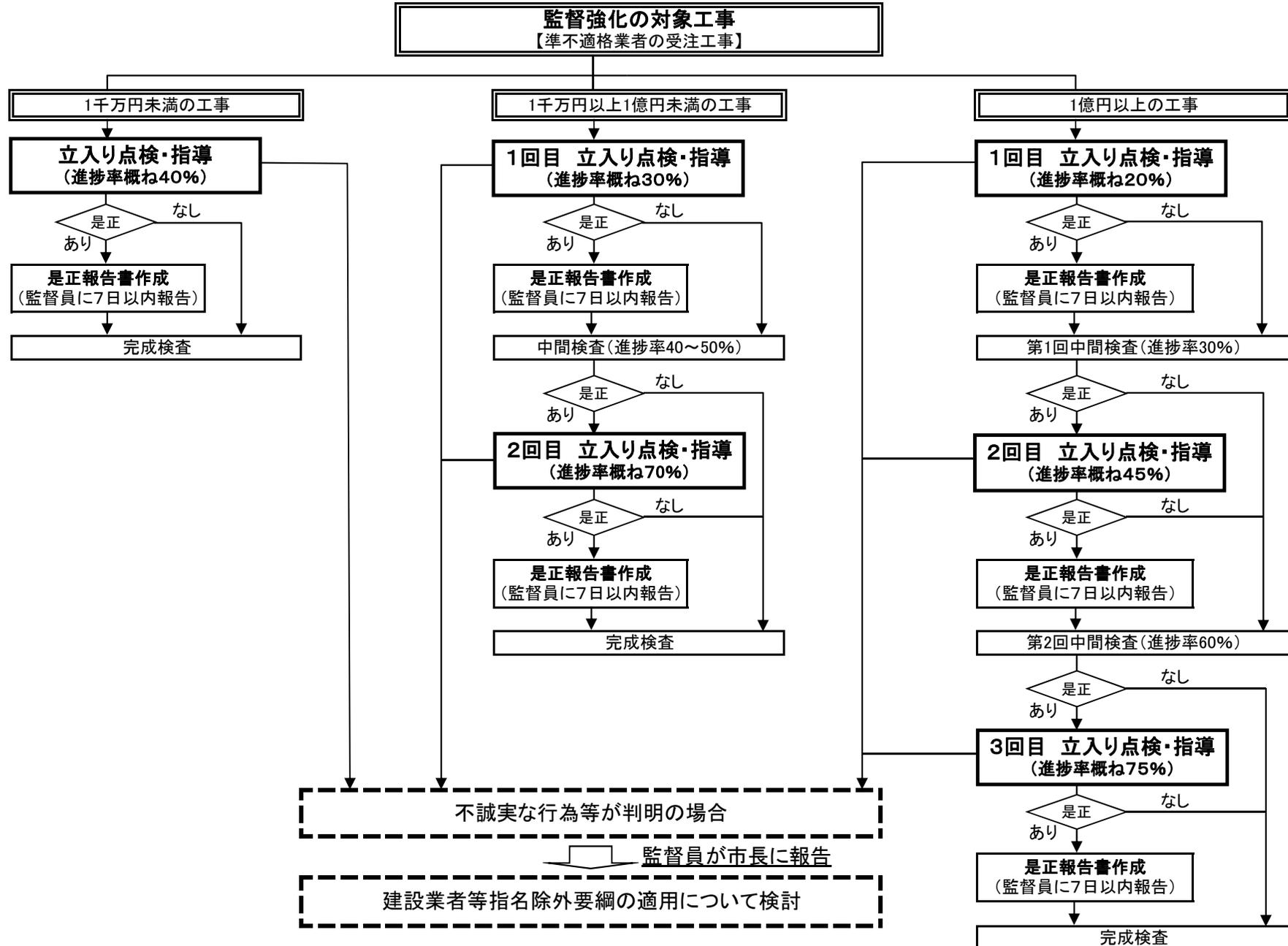
貴社が施工した次の工事を評定した結果，三原市工事成績評定要綱第11条の規定により準不適格業者として指定しましたので通知します。

評定対象工事					
年度	工事名	工事場所	業種	契約金額	評定点
平均点					

※ 準不適格業者の指定期間

年7月1日 ～ 年6月30日

現場立入り点検・指導フロー



現場立入り点検・指導チェックリスト

実施年月日	年 月 日	
検査番号・工事名		
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日	
受 注 者		
請負代金額(税込)		
一次下請総額(税込)		
現 場 代 理 人		
主任(監理)技術者		
点 検 ・ 指 導 者	総 括 監 督 員	Ⓔ
	主 任 監 督 員	Ⓔ
	一 般 監 督 員	Ⓔ

※1 このチェックリストは、中間・完成検査時において、検査員に提示すること。
受注者の是正報告書がある場合は、併せて提示すること。

※2 このチェックリストは、検査調書に添付し保管するものとする。

様式第12号(第12条関係)

現場立入り点検・指導チェックリスト

工事名：

考 査 項 目	細 別	確認項目	把握内容等	適用	確認日等の記録							備考 (指示事項及びその是正状況等)	
					着手前	施工中							
監 督 員 事 前 確 認	提出書類	請負代金内訳書	・契約締結後14日以内に提出した。 (当初, 変更)		(<input type="checkbox"/>)								
		工程表	・契約締結後14日以内に提出した。約款第3条 (当初, 変更)	・発注者が必要がないと認めたときは, 免除することができる。	(<input type="checkbox"/>)								
		設計図書 の照査等	・設計図書の照査を行っている。 (着手前, 変更時)		(<input type="checkbox"/>)								
			・現場との相違がある場合, その事実が確認できる資料を書面により提出し, 確認を受けている。 (着手前, 適宜)		(<input type="checkbox"/>)								
		工事実績情報サービス(コリンズ)	・事前に監督員の確認を受け, 契約締結後10日以内に登録した。 (当初, 変更)	・請負代金額が500万円以上。 ・変更は工期・技術者の変更のみ提出(額の変更のみは登録不要)。	(<input type="checkbox"/>)								
		施工計画書	・当初(契約締結から30日以内)。 ・変更(その都度)。	・着手前に提出。	(<input type="checkbox"/>)								
			・再生資源利用促進計画書を添付している。 (施工計画時, 変更時)	・土砂, 碎石又は加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合。 ・建設発生土, コンクリート塊, アスファルト・コンクリート塊, 建設発生木材, 建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合。	(<input type="checkbox"/>)								
		施工体制台帳	・台帳に, 下請負契約書及び再下請負通知書の写しを添付している。	・下請負とする場合	(<input type="checkbox"/>)								
		施工体系図		・下請負とする場合	(<input type="checkbox"/>)								
		主要資材購入先名簿 材料承認願	(購入前, 変更時)		(<input type="checkbox"/>)								
	土砂条例に基づく届出書	・許可書の写し(20日前)。	・工事区域外へ500m3以上搬出など。	(<input type="checkbox"/>)	(<input type="checkbox"/>)	(<input type="checkbox"/>)	(<input type="checkbox"/>)	(<input type="checkbox"/>)	(<input type="checkbox"/>)	(<input type="checkbox"/>)	(<input type="checkbox"/>)		
	他機関への届出書 (三原警察署)	・道路使用許可書の写し。		(<input type="checkbox"/>)	(<input type="checkbox"/>)	(<input type="checkbox"/>)	(<input type="checkbox"/>)	(<input type="checkbox"/>)	(<input type="checkbox"/>)	(<input type="checkbox"/>)	(<input type="checkbox"/>)		

【記録欄】

※ 確認日等の記録欄には, 書類提出等で確認した月日を, また, その内容がOKであれば□にVマーク又は■を記入し, OKでなければ, 備考欄に指示事項や是正状況等を記入する。

様式第12号(第12条関係)

現場立入り点検・指導チェックリスト

工事名：

考 査 項 目	細 別	確認項目	把握内容等	適用	確認日等の記録							備考 (指示事項及びその是正状況等)
					着手前	施工中						
監 督 員 事 前 確 認	提出書類	他機関への届出書 (市役所担当課)	・特定建設作業実施届出書 (くい打機・削岩機・ブレーカ等の 該当作業)(作業が開始した日に 終了するものを除く)	・開始日の7日前に提出。	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
		(三原労働基準監督 署)	・計画の届出 ・型枠支保工(支柱高3.5m以上)等 ・建築工事(高さ31m超え), 橋梁 工事(最大支間長50m以上), 掘 削工事(高さ10m以上)等	・開始日の30日前に提出。 ・開始日の14日前に提出。	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
		起工測量成果簿			(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
		一括有期事業開始届	・着手日の翌月10日以内。		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
		工事保険	・保険証書の写し。		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
		建設業退職金共済制 度等	・共済証紙の購入状況等の報告 書を提出した。(当初, 追加) ・辞退届けなど(下請負人を含む)。	・請負代金額が300万円以上の 工事。	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
		材料確認書		・適時(事後7日以内)に提出。	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
		立会書			(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
		段階確認書			(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
		打合せ簿	・指示・協議・報告など。		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
	工事履行報告書	・実施工程表・写真・図面添付。 (毎月7日)	・請負代金額300万円以上の 工事。		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
	品質証明	・品質証明員等に関する資料を提出 した。 (当初, 変更)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
		・工事途中及び検査時の事前に 品質確認を行い, その結果を 適切に記録した。(検査の前等)			(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		

[記録欄]

※ 確認日等の記録欄には, 書類提出等で確認した月日を, また, その内容がOKであれば□にVマーク又は■を記入し, OKでなければ, 備考欄に指示事項や是正状況等を記入する。

様式第12号(第12条関係)

現場立入り点検・指導チェックリスト

工事名：

細別	点検項目	適用等	点検指導結果	備考
現場立入り点検・指導	①現場代理人は常駐している。	・居ない場合は、所在を確認し呼び出す。		
	②主任(監理)技術者は常駐している。	・居ない場合は、所在を確認し本人確認又は呼び出す(専任の場合)。		
	③最新の施工計画書が現場に備え付けてある。	・手順書として活用している。		
	④主任技術者は常駐している(現場で作業中の場合)。1次下請負人	・居ない場合は、所在を確認し本人確認する。		
	⑤必要な資格を有している(現場で作業中の場合)。"	・建設業法の業種と資格内容を確認。		
	⑥主任技術者は常駐している(現場で作業中の場合)。2次下請負人	・居ない場合は、所在を確認し本人確認する。		
	⑦必要な資格を有している(現場で作業中の場合)。"	・建設業法の業種と資格内容を確認。		
受注者・下請負人	現場掲示物等	⑧工事看板を工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示している。		
		⑨建設業許可票がある。		
		⑩労災保険関係成立票がある。		
		⑪建設業退職金共済制度加入現場ステッカーがある。		
		⑫道路使用許可証がある。		

[記録欄]

※ 点検・指導結果の欄に、適切であれば○を、不適切であれば×を、該当無しの場合は-を記入し、備考・記録欄に指示事項等を記入する。

様式第12号(第12条関係)

現場立入り点検・指導チェックリスト

工事名：

点検項目	点検内容	適用等	点検指導結果	備考	
現場立入り点検・指導	①工事内容を熟知している。	・ヒアリング等による確認。			
	②出来形管理を行っている。	・日常の出来形管理が書面又は写真等で確認できる。	・適時(事後7日以内)に整理している		
	③計画と実施の進捗率を把握している。	・遅れている場合などは理由の確認。			
	④月間・週間・日々の工程表を作成し管理されている。	・クリティカルパスを把握している。	・適時(事後7日以内)に整理している		
	⑤現場の施工体制が計画と一致している。	・現場組織が計画と一致している。			
	⑥現場の施工方法が計画と一致している(仮設工事を含む)。	・主たる工種を確認, 危険作業をしていない。			
	⑦品質管理が計画と一致している。	・日常の品質管理が書面及び写真等で確認できる。	・適時(事後7日以内)に整理している		
	⑧災害防止措置の徹底が図られている。 (保安施設の設置・管理)	・公衆災害の防止。	・工事区域を分離している。		
			・通行者等のスペースを確保している。		
			・通行者等を適切に誘導している。		
・労働災害の防止。	・足場・開口部などからの墜落・転落防止措置をしている, 手すり先行工法による足場組立など。				
	・建設機械・クレーンなどの重機災害防止措置をしている, 作業半径内の立入り禁止措置など。				
・環境対策の実施。	・工事材料・機器類の保管場所を確保し, 立ち入り措置を施している。				
	・現場(作業ヤード・ストックヤード等)の整理整頓がされている。				
	・周辺環境に配慮している(粉塵対策など)。				

[記録欄]

※ 点検・指導結果の欄に, 適切(80%以上)であれば○を, ほぼ適切(60%以上~80%未満)であれば△を, 不適切(60%未満, 判別不能)であれば×を, 該当無しの場合は一を記入し, 備考・記録欄等に指示事項等を記入する。

様式第12号(第12条関係)

現場立入り点検・指導チェックリスト

工事名：

検査項目	点検項目	点検内容	適用等	点検指導結果	備考
現場立入り点検・指導	施工管理	⑩新規入場者教育を実施した記録・写真がある。	・写真撮影は月1回を目安とする。 ・写真撮影はその都度。 ・下請負人なし又は2社以上の同時施工なしの場合は不要。 ・写真撮影はその都度。 ・写真撮影は月1回を目安とする。 ・土砂・産廃・資材・仮設材等を1台毎に確認。写真撮影は搬出時に1回程度。 ・契約書、予定した場所へ搬出、マニフェスト写し。写真撮影は1回程度。 ・苦情処理の記録、工事案内文の配布など。 ・工程調整等を行った記録がある。 ・計画と一致している、実施日が明確である。 ・受払い簿を作成している。	・適時(事後7日以内)に整理している	
		⑪安全巡視を実施した記録・写真がある。 <small>(指摘事項や是正事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告した記録がある)</small>			
		⑫TBM, KY活動等を実施した記録・写真がある。			
		⑬日々の使用機械等の点検整備等を実施した記録・写真がある。			
		⑭計画と一致した安全教育・訓練等を実施した記録・写真がある。			
		⑮社内パトロールを実施した記録・写真がある。 <small>(指摘事項や是正事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告した記録がある)</small>			
		⑯災害防止協議会等を実施した記録・写真がある。			
		⑰山留め、仮締切等の設置後の点検を実施した記録・写真がある。			
		⑱足場や支保工の組立完了時や使用中の点検を実施した記録・写真がある。			
		⑲過積載防止の取組みを実施した記録・写真がある。			
		⑳建設副産物の適正処理を実施した記録・写真がある。			
		㉑地元対応を行っている。			
		㉒近隣工事及び関連工事との調整を行っている。			
㉓イメージアップを実施した記録・写真がある。					
㉔建設業退職金共済制度。					
現場立入り点検・指導	一括下請負	①下請負人の意見を極力反映し、施工計画書を作成している。	・主体的な役割をしている記録・写真がある。 ・ヒアリング等による確認。		
		②全体工程を把握し、月間・週間・日々の工程・手順を打合せを行っている。			
		③出来形・品質・安全管理において、下請負人の作成書類は確認している。			
		④出来形検査を実施し、部分払いを行っている。			
[記録欄]					

※ 点検・指導結果の欄に、適切(80%以上)であれば○を、ほぼ適切(60%以上～80%未満)であれば△を、不適切(60%未満, 判別不能)であれば×を、該当無しの場合は-を記入し、備考・記録欄等に指示事項等を記入する。